

## 第 2/2553 号投資委員会布告

件名：持続的発展のための投資奨励に関する説明

仏暦 2553 年(2010 年)4 月 23 日付け第 2/2553 号投資委員会布告件名  
：持続的発展のための投資奨励に関し、投資委員会事務局は以下の通り  
説明する。

### 1. 奨励申請手続き

1.1 奨励申請者は「奨励申請書」とともに「新製品のための技術更新による生産効率向上の奨励申請書 (FPA PP 27)」を提出しなければならない。

1.2 申請者は機械設備投資を行う前に奨励申請をしなければならない。生産効率向上のための追加機械設備は新規のものでなければならない。中古品の場合は輸入中古品でなければならない。その場合は仏暦 2546 年(2003 年)1 月 30 日付け第 Por.2/2546 号投資委員会事務局布告件名：奨励プロジェクトに使用する中古機械の認可基準に従うこと。

1.3 本奨励基準に基づき認可されたプロジェクトの実施計画の主要部分を変更する場合は事務局にプロジェクト変更を申請し、検討を受けること。

### 2. 奨励申請明細について

2.1 「新製品」とは既存の製品と異なったもので明確な新製品名を示すことができ、事務局が定めた奨励対象基準に合っており、仏暦 2520 年投資奨励法第 31 条における投資奨励対象業種でなければならない。ただし、外形など一部の仕様 (Specification) を変更した既存品の新型は対象外とする。

2.2 新製品を生産するために、既存の生産ラインに新規技術による設備投資をしなければならない。また、更新された生産ラインは既存製品および新製品ともに生産できるものでなければならない。

2.3 生産ラインの更新とは製品の組み立てラインを含まない。

2.4 多様な製品が生産できるように新規技術の導入による既存生産ラインを更新するものでなければならない。たとえば、市場需要に合ったものが作れるようにポリエチレン・ポリプロピレン両用にポリエチレン生産ラインの更新、または生分解性プラスチックも作れる一般プラスチック整形機の更新、単品専用から多品種のプリント回路基盤の生産ラインへの更新など。

以上お知らせする。

投資委員会事務局

2010年6月18日

本局の記入欄  
申請書番号...../.....  
日期.../...../25.....

( 2012 年 12 月 31 日までに

奨励申請書とともに提出すること)

### 新製品のための技術更新による生産効率向上の奨励申請書

私\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_株式会社を代表して、  
現事業\_\_\_\_\_

奨励証書番号\_\_\_\_\_日付\_\_\_\_\_

非奨励企業であり、

以下の内容で新製品のための技術更新による生産効率向上奨励を申請  
する。

#### 1. 奨励申請プロジェクト更新前・後の生産力 (稼働時間: ...時間/日 : ...日/年)

製品および副産品 \\		更新前生産力 (単位 : .....)	更新後生産力 (単位 : .....)
既存			
新規			

## 2. 実施計画

実施計画の内容は以下添付した通りである。

- －実施の趣旨
- －既存生産ライン更新内容および機械更新のフローチャート
- －技術の本源（たとえば、技術の詳細、設計、設計者など）
- －既存機械の詳細、器具、装置および更新される部分を奨励申請書（FPA PP 01）の第 4.4 項の様式に基づき分類すること。
- －実施期間およびステップ

以上のことは事実または最も近い予測であることを証明する。

署名 \_\_\_\_\_  
( \_\_\_\_\_ )  
日付 \_\_\_\_\_

### 注記：

1. 「新製品」とは既存の製品と異なったもので明確な新製品名を示すことができ、事務局が定めた奨励対象基準に合っており、仏暦 2520 年投資奨励法第 31 条における投資奨励対象業種でなければならない。ただし、外形など一部の仕様（Specification）を変更した既存品の新型を除外する。
2. 新製品を生産するために、既存の生産ラインに新規技術による設備投資をしなければならない。また、更新された生産ラインは既存製品および新製品ともに生産できるものでなければならない。
3. 生産ラインの更新とは製品の組み立てラインを含まない。
4. 多様な製品が生産できるように新規技術の導入による既存生産ラインを更新するものでなければならない。たとえば、市場需要に合ったものが作れるようにポリエチレン・ポリプロピレン両用にポリエチレン生産ラインの更新、または生分解性プラスチックも作れる一般プラスチック整形機の更新、単品専用から多品種のプリント回路基盤の生産ラインへの更新など。
5. 登記に基づく著名および社印がなければならない。

คำชี้แจง สกท. ลำดับที่ 2/2553 คำชี้แจงมาตรการส่งเสริมการลงทุนเพื่อการพัฒนาที่ยั่งยืน ตามประกาศ  
คณะกรรมการส่งเสริมการลงทุนที่ 2 / 2553 18 มิถุนายน 2553